

盛岡広域振興局長告示第5号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成31年2月5日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	
岩手・盛 147	一般社団法人次世代漆協会 代表理事 細越確太 盛岡市本町通三丁目6番1号			○	○	一般社団法人次世代漆協会 代表理事 細越確太 盛岡市本町通三丁目6番1号